

牛込保健センター等複合施設の建替え方針案について

牛込保健センター等複合施設（以下「複合施設」という。）の前面の東京都市計画道路事業幹線街路環状第3号線（弁天町区間）（以下「外苑東通り」という。）の拡幅事業に伴い、複合施設の北側区道（以下「北側区道」という。）の形状が変更され、複合施設との高低差処理等の対応が必要であり、区の事業の一部に影響が生じることが明らかになった。

こうした対応に加え、施設面の課題の解決、新宿区立新宿生活実習所の定員の拡大等を図るため、下記のとおり複合施設の建替えを行う。

なお、今後はこの内容を地域住民等に説明し、地域の要望を踏まえたうえで、区の最終的な方針を決定する。

記

1 計画地の概要

- (1) 所在地 新宿区弁天町 50 番地
- (2) 敷地面積 2,222.36 m²
- (3) 用途地域等
近隣商業地域 容積率400% 建蔽率80% 30m高度地区
防火地域（一部 第1種中高層住居専用地域 容積率300%
建蔽率60% 20m第2種高度地区 準防火地域）
- (4) 現行施設等
 - ア 新宿区牛込保健センター（以下「牛込保健センター」という。）
 - イ 新宿区立新宿生活実習所（以下「新宿生活実習所」という。）
 - ウ 新宿区立弁天町保育園（以下「弁天町保育園」という。）
 - エ 榎町高齢者総合相談センター

2 建替えの理由

複合施設の前面の外苑東通り拡幅事業に伴い、東京都から北側区道の形状が示され、牛込保健センター通用口、新宿生活実習所の駐車場出入口、弁天町保育園の出入口及び牛込保健センター正面玄関前の高低差処理、並びに牛込保健センター講堂の天井盤下げ

が必要であることが明らかになり、これらの改修に必要な補償金を区が東京都から受領することとなった。

東京都から示された補償内容に沿って改修工事を行った場合、建物としての利用は継続できるものの、新宿生活実習所の駐車場には、利用者が安全に通行できるよう歩行者用のスロープを設置することになり、送迎車の駐車スペースが狭くなるため、新宿生活実習所の利用者の送迎に支障が生じるほか、牛込保健センター講堂の天井盤下げ工事により天井が低くなるため、牛込保健センターが実施する軽運動を取り入れた健康づくり事業等に影響が出るなど、現行のサービス提供に支障が生じる。

また、現状では、複合施設は、各施設が構造的に区切られていないこと及び専用エレベーターがないこと等の施設面の課題が多い。

さらに、障害の重度化・高齢化が進み、生活介護事業を必要とする人数が増えている中、障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備のため、新宿生活実習所の定員の拡大も必要となっている。

外苑東通り拡幅への対応に伴う事業の一部への影響や施設面の課題の解決、新宿生活実習所の定員の拡大等を図っていくためには、現在の施設の改修では対応が困難なことから、施設の老朽化（昭和50年度供用開始）が進んでいる現状も踏まえ、複合施設の建替えを行う。

3 設置施設

建替えに当たっては、既存施設の機能継続を基本とし、次の施設を整備していく。

(1) 牛込保健センター

引続き、区民の健康の維持・増進、医療知識の普及・啓発を行っていくため、区北東部の地域保健活動の拠点として施設整備を行い、健康相談、健康診査、保健指導などの事業を実施する。

【事業の概要】

- | | |
|--------|--------------------|
| ア 主な施設 | 事務室、会議室、健診室、相談室、講堂 |
| イ 事業内容 | 健康相談、健康診査、保健指導等 |

(2) 新宿生活実習所

引続き、障害者の日常生活を支援し、社会参加の機会を提供することにより、社会生活における自立の促進を図るため、生活介護事業等を実施するための施設整備を行い、日中活動の場としての生活介護や介護する家族などの負担を軽減するための短期入所などの事業を実施する。

また、障害の重度化や高齢化が進むなか、生活介護事業を必要とする人数が増えていることから、定員の拡大を図る。

【事業の概要】

- ア 主な施設 活動室、多目的室、相談室、調理室、事務室、会議室、短期入所室（居室、居間、浴室）
- イ 事業内容 生活介護 定員65名程度（現在50名）
短期入所 定員4名程度（現在3名）
日中ショート 定員4名程度（現在3名）

(3) 弁天町保育園

地域の状況に応じて多様な特別保育等を行うため、一時保育・定期利用保育専用の保育室を新たに設置し、引続き、保育所として整備する。

【事業の概要】

- ア 主な施設 保育室、沐浴室、調乳室、調理室、医務室、事務室、園庭
- イ 事業規模 定員 148名
(他、一時保育・定期利用保育10～14名程度)

(4) 榎町高齢者総合相談センター

引続き、榎町地区の高齢者の地域における中心的な相談機関として設置する。

【事業の概要】

- ア 主な施設 事務室、会議室、相談室
- イ 事業内容 介護保険法に基づく総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、地域支援事業、介護予防支援事業

4 建替え工事中の施設運営

複合施設の建替え工事中は、仮施設に移転し、施設の運営を行う。建替え工事における各施設の仮移転先は次のとおりとする。

(1) 牛込保健センター

旧都立市ヶ谷商業高等学校

(2) 新宿生活実習所

旧都立市ヶ谷商業高等学校

ただし、短期入所及び日中ショート事業については、細工町高齢者在宅サービスセンターにおいて実施

(3) 弁天町保育園

新宿区立鶴巻南公園に仮園舎を建設

(4) 榎町高齢者総合相談センター

民間施設の借上げ等で対応

5 今後の予定

平成 31 (2019) 年 2 月 6 日 常任委員会報告

2 月下旬 地域説明会

3 月上旬 方針決定

平成 31 (2019) 年 3 月 区議会第 1 回定例会補正予算上程

平成 31 (2019) 年 4 月

～33 (2021) 年 3 月 仮施設設計・工事、新築・解体設計

平成 33 (2021) 年 4 月～ 仮施設へ移転、解体工事

平成 34 (2022) 年 4 月～ 新築工事

平成 36 (2024) 年 9 月 開設